

# 結婚

に関連するおもな手続き

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済	
<b>住所 戸籍</b>	住所が変わる方	住所変更 (転入・転出・転居)	※転入・転出・転居のチェックシートも確認してください！			
	同居中で、今まで生計が別になっていた方 (住民票上、別世帯になっていた方)	世帯合併、または世帯変更			1階 ①市民課	
	姓が変わる方で、旧姓の印鑑で印鑑登録している方	自動的に登録廃止になります	<新たに印鑑登録をする場合> 登録する印鑑、本人確認書類(2点確認書類は、その中から3点要)			支所・出張所
	お子さんの戸籍についてのご相談	入籍届、養子縁組届など	※受付窓口でご相談ください		1階 ③市民課	
	姓が変わる方で、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	氏名変更	(お持ちの方) ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード		1階 ⑦市民課	支所・出張所

<b>保険 年金</b>	国民健康保険に加入中で、姓など保険証の記載に変更がある方	新しい資格確認書または資格情報のお知らせの交付(後日郵送)	変更前の国民健康保険証または資格確認書			
	国民健康保険から、配偶者の勤務先の健康保険の扶養に入る方	国民健康保険の脱退	・勤務先の健康保険の資格確認書、資格情報のお知らせ、資格取得証明書のいずれか ・国民健康保険証または資格確認書		1階 ⑧国保医療課	支所・出張所
	最近退職した方で勤務先の健康保険に加入していた方 →配偶者の勤務先の健康保険の扶養に入る方、または任意継続される方	恵庭市役所での手続きはありません				
	→国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入 (資格確認書または資格情報のお知らせは後日郵送) ※資格喪失日より14日以内	勤務先の健康保険の資格喪失証明書		1階 ⑧国保医療課	
	姓が変わる方、または世帯構成に変更がある方で、各種認定証をお持ちの方	各種認定証の変更 ※勤務先の健康保険に加入の方は勤務先へお問い合わせください	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証など			支所・出張所
	年金を受給している方	年金の氏名変更 ※共済年金の方は共済組合へ届出	日本年金機構にマイナンバーが収録されていない方のみ窓口でご相談ください		1階 ④市民課	

<b>こども</b>	児童手当を受給していて、受給者が変わる方 (0歳~高校生年代)	児童手当の受給者変更 ※新たに申請する方が公務員の場合は、勤務先に申請してください	・請求者の口座確認書類 ・請求者の健康保険情報が確認できる書類等 ※必要なものがそろっていても窓口へお立ち寄りください		1階 ⑪えにっこ応援センター	支所・出張所
	子ども医療費受給者証をお持ちの方 (0歳~高校生年代)	子ども医療費受給者証の変更	・健康保険情報が確認できる書類等(子) ・子ども医療費受給者証		1階 ⑩国保医療課	支所・出張所
	保育園・認定子ども園に入園しているお子さんがいる方	住所・氏名変更など	※通園している園でもお手続きできます		2階 ⑳幼児保育課	
	保育園・認定子ども園に入園を希望する方	保育園の入園相談	※受付窓口でご相談ください			
	学童クラブを利用しているお子さんがいる方	住所・氏名変更など ※変更届の提出が必要	※利用している学童クラブでもお手続きできます		2階 ㉑子ども政策課	
	学童クラブの利用を希望する方	学童クラブへの入会	※受付窓口でご相談ください			
	ひとり親家庭等に該当していた方	児童扶養手当の資格喪失	・児童扶養手当証書		1階 ⑪えにっこ応援センター	
		ひとり親家庭等医療費助成の資格喪失届および子ども医療費助成の申請	・健康保険情報が確認できる書類等(子) ・ひとり親家庭等医療費受給者証		1階 ⑩国保医療課	
		就学援助の再申請 ※世帯構成が変わると再申請が必要です	※受付窓口でご相談ください		教育委員会教育総務課 0123-33-3131	
	特別児童扶養手当の受給者が変わる方	特別児童扶養手当の受給者変更	※受付窓口でご相談ください		1階 ⑪えにっこ応援センター	
障がい児通所支援事業の受給者が変わる方、療育手帳(18歳未満)の保護者が変わる方	受給者(保護者)変更	※受付窓口でご相談ください		1階 ⑬えにっこ応援センター		
重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	重度心身障害者医療費受給者資格の変更	・重度心身障害者医療費受給者証 ・健康保険情報が確認できる書類等		1階 ⑩国保医療課	支所・出張所	

<b>高 齢 障がい</b>	姓が変わる方で介護保険被保険者証をお持ちの方 (65歳以上または要介護認定を受けている方)	介護保険被保険者証の氏名変更 (保険証は後日郵送)	介護保険被保険者証		1階 ⑭介護福祉課	支所・出張所
	姓が変わる方で障がいの手帳をお持ちの方 受給者証をお持ちの方	各種手帳の氏名変更 各種受給者証の氏名変更	・各種手帳 ・各種受給者証 ・マイナンバーのわかるもの		2階 ㉒障がい福祉課	
	重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	重度心身障害者医療費受給者資格の変更	・重度心身障害者医療費受給者証 ・健康保険情報が確認できる書類等		1階 ⑩国保医療課	支所・出張所

税・料金	上下水道の使用者名義が変わる方	使用者の名義変更	お電話で手続きできます	第二庁舎 1階 水道お客様センター 0123-33-3166
	税・料などの口座を変更する方	口座振替の変更	・預金通帳 ・通帳の届出印	税： 1階 ①税証明発行窓口 <small>支所・出張所</small> 上下水道料金： 第二庁舎 1階 水道お客様センター 0123-33-3166
その他	市営住宅を退去する方 または市営住宅に同居する方	市営住宅の退去手続き 市営住宅の同居手続き	※受付窓口でご相談ください	第二庁舎 3階 市営住宅課
	姓が変わる方で、市内で犬を飼っている方	犬の登録名義変更	鑑札（※保有している場合）	2階 ②脱炭素推進課

**恵庭市役所**  
〒061-1498  
北海道恵庭市京町 1 番地

☎0123-33-3131 (代表)

**開庁時間** あさ **8時45分** ~ 夕方 **5時15分**  
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

島松支所、恵み野出張所でも各種手続きができます。  
なお、支所・出張所では受付していないものがあります。内側の表でご確認ください。

恵庭市公式 LINE  
**友達登録募集中!**  
暮らしに便利な機能が盛りだくさん!

- ゴミの分別方法(チャットボット)
- 住んでいる地域のごみ収集日を通知
- 各種相談窓口等予約 など

各種手続きも  
随時対応して  
いく予定です

恵庭市ホームページ <https://www.city.eniwa.hokkaido.jp/>

# 手続きチェックシート 結婚

ご結婚おめでとうございます  
忘れずにお持ちください

## 婚姻届

《届出に必要なもの》

- ・ 全国共通の届出用紙
- ・ ご結婚されるお二人の署名
- ・ 証人（成年二人）の署名

### 本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。  
本人確認書類の提示をお願いいたします。

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの、免許証、許可証>

1点

本人確認  
できるもの



運転免許証



マイナンバーカード

・ パスポート ・ 障害者手帳  
・ 官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

---

確認に  
2点が  
必要なもの

- ・ 健康保険証（資格確認書）
- ・ 年金手帳（基礎年金番号通知書）
- ・ 介護保険証 ・ 顔写真付きの社員証、学生証など

関連する手続きは内側にあります

市役所当直に提出された場合には、本籍や住所等の確認ができないため、後日再来庁をお願いすることがあります。

できるだけ平日に窓口での審査を済ませてから提出されることをお勧めします。

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。

